

海洋基本法の概要

1. 本法の目的

海洋が人類等の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海洋法条約等に基づく国際的協調の下、新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(平成19年4月公布、7月施行)

2. 海洋政策の基本理念

- ①海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和
- ②海洋の安全の確保
- ③海洋に関する科学的知見の充実
- ④海洋産業の健全な発展
- ⑤海洋の総合的管理
- ⑥海洋に関する国際的協調

3. 海洋基本計画

政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋基本計画を定めなければならない。(平成20年2月策定予定)

4. 海洋に関する国の基本的施策

- ①海洋資源の開発及び利用の推進
- ②海洋環境の保全等
- ③排他的経済水域等の開発等の推進
- ④海上輸送の確保
- ⑤海洋の安全の確保
- ⑥海洋調査の推進
- ⑦研究開発の推進
- ⑧海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ⑨沿岸域の総合的管理
- ⑩離島の保全等
- ⑪国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ⑫海洋に関する国民の理解増進等

5. 海洋政策担当大臣、総合海洋政策本部の設置

海洋政策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部を置き、本部長は、内閣総理大臣をもって充てる。また、副本部長には、内閣官房長官及び海洋政策担当大臣（冬柴国土交通大臣が就任）をもって充てる。

6. 関係条文（抜粋）

(離島の保全等)

第26条 国は、離島が我が国の領域及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

奄美群島振興開発特別措置法の概要・経緯

1. 目的

- ・奄美群島の基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発
→奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上

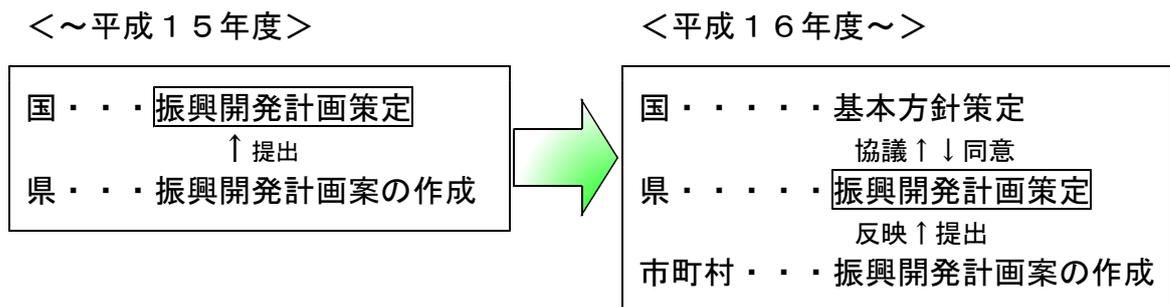
2. 経緯

- ・昭和29年、5年間の時限立法として制定。以降、適宜名称や目的を変更しつつ、5年毎に延長を重ねている。
昭和29～38年度 奄美群島復興特別措置法
昭和39～48年度 奄美群島振興特別措置法
昭和49～現在 奄美群島振興開発特別措置法
- ・現行法は、平成16年度当初から施行、平成20年度末（平成21年3月）が期限。

3. 概要

(1) 国の基本方針、県の振興開発計画（5年間）

平成16年の改正より、振興開発計画の策定主体を国から県とした。



(2) 主な支援措置

○県や市町村が行う事業に対する特別の助成

- ・公共事業に係る補助率かさ上げ

(例)

道路整備（都道府県道：改築）

内地	1 / 2
離島	5.5 / 10
奄美	7 / 10

港湾整備（地方港湾：水域・外郭施設）

内地	4 / 10
離島	8 / 10
奄美	9 / 10

○税制上の優遇

- ① 製造業、旅館業、農林水産物等販売業等に係る所得税及び法人税に係る特別償却制度（国税）
- ② 製造業、旅館業、観光関連農林水産物販売業等に係る事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置（地方税）

(3) 奄美群島振興開発基金の設置

- ・振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給（融資、債務保証）。

※平成16年10月に独立行政法人へ移行。